

○鯖江広域衛生施設組合と鯖江市の鯖江
広域西番スポーツセンターに関する事
務の委託に関する規約

(昭和61年3月31日)

(委託事務の範囲)

第1条 鯖江広域衛生施設組合(以下「組合」という。)は、鯖江広域西番スポーツセンターに関する事務(以下「委託事務」という。)の管理および執行を鯖江市(以下「市」という。)に委託する。

(管理および執行の方法)

第2条 委託事務の管理および執行については、市の条例および規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。ただし、管理条例に関しては組合の条例によるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理および執行に要する経費は、市の負担とする。

(使用料等の収入)

第4条 委託事務の管理および執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべて市の収入とする。

(条例等改正の場合の措置)

第5条 委託事務の管理および執行について適用される組合の条例の全部もしくは一部を改正しようとする場合においては、組合はあらかじめ市に通知しなければならない。

第6条 委託事務の管理および執行について適用される市の条例等の全部もしくは一部を改正しようとする場合においては、市はあらかじめ組合に通知しなければならない。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。